

空家等対策計画素案（案）

【協議用】

1. 計画の目的と位置づけ
2. 本町の空家の現状と課題（前回協議により省略）
3. 空家等対策の基本的な方針
4. 空家等対策の具体的な施策
5. 管理不全な空家等に対する措置（未定稿）次回協議事項
6. 空家等対策の実施体制（未定稿）次回協議事項

隠岐の島町空家等対策計画素案（案）について

1 計画の目的と位置づけ

■目的

空家等対策を総合的・計画的に進め、安心して暮らせる生活環境の確保とまちづくりの活性化を図ります。

■計画の位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」といいます）第6条に規定する空家等対策計画
隠岐の島町空家等対策協議会に協議を行い計画を策定しました。

■計画期間

平成30年度から平成34年度までの**5年間**

2 本町の現状と課題

省略

3 空家等対策の基本的な方針

■計画の方向性

- I 空家等の発生予防・適正管理
- II 空家等の有効活用
- III 特定空家等の解消

■対象とする空家等の種類

対策計画の対象とする空家は「**一戸建ての住宅の空家**」とします

■対象地区

対策計画の対象となる地区は**隠岐の島町全域**とします

ただし、今後の実態調査等により空家等対策を優先的に進めるべき地区の必要が生じた場合はその地区を**重点地区**として、空家等対策を重点的に取り組みます

4 空家等対策の具体的施策

■空家等の発生の予防と適切な管理の促進

(1) 所有者責任の原則

空家等は個人財産であるため、所有者等が自らの責任において適切に管理することを原則とします。
(空家法第3条)

(2) 町が行う予防と適正管理への対策

空家化の予防

- 広報誌、ホームページ、ちらしなどの配布による啓発
- 納税通知書を活用した全住宅納税義務者への空家の適正管理のお願い
- 空家等相談窓口の設置や「住まいの相談窓口」との連携
- 建物の耐震化費用や空家除却費の助成
- 住宅のバリアフリー化費用の助成
- 地域への啓発活動
- 高齢者世帯（特に高齢単身世帯）への支援の検討

■空家等及び除却した跡地の活用の促進

(1) 空家を生かした中古市場の活性化

- 定住住宅、隠岐暮らし体験住宅・施設としての活用
- 空き家バンクの充実と相談体制との連携
- 空家改修費の助成
- 建物診断の実施（不良度判定、既存住宅状況調査）

(2) 高齢化に対する活用

- 低所得者でも利用できるサービス付き高齢者向け賃貸住宅への活用
- 空家管理サービスなどの提供

(3) 地域での活用

- 空家を活用した地域コミュニティの場の形成
- 除却後の跡地を利用した防災広場やコミュニティ広場づくり
- 除却後の適正管理を要件とする